

燃ゆる感動かごしま国体伊佐市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第 75 回国民体育大会伊佐市医事・衛生基本計画」に基づき、燃ゆる感動かごしま国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体伊佐市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進を図る。

(2) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 衛生害虫等の対策

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ・衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防及び駆除の指導に努め、衛生的な環境の確保に努める。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生確保に努める。

(7) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、犬の登録等の徹底に努め、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(8) 受動喫煙防止対策

ア 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

イ 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。